

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 70 条）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 当分の間、認定こども園の職員の資格について、保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）を 1 人に限って、保育士の資格を有する者に代えることができることとします。この場合において、満 1 歳未満の子どもの数が 4 人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士の資格を有する者に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。（付則関係）
- (2) 認定こども園の管理運営等について、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することとします。また、通園を目的とする自動車（一部の自動車を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置を備え、子どもの降車の際に当該装置を用いて子どもの所在の確認を行うこととします。（別表第 1 関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (職員の配置の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)(別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および第6項において同じ。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)(別表第2の3において適用する場合を含む。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免許状(以下「幼稚園の教員の免許状」という。)または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者としてすることができる。</p> <p>(職員の資格の特例)</p> <p>3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。)の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (職員の配置の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)(別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および第7項において同じ。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)(別表第2の3において適用する場合を含む。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免許状(以下「幼稚園の教員の免許状」という。)または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者としてすることができる。</p> <p>(職員の資格の特例)</p> <p>3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第7項において同じ。)の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第</p>

2項に規定する普通免許状をいう。付則第6項において同じ。)を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 当分の間、認定こども園における別表第1の5(3)ア(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。)の幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、その者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第1の5(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない。

5 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であって、当該開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同表の5(2)ならびに(3)アおよびエ(これらの規定を別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。)の保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

2項に規定する普通免許状をいう。付則第7項において同じ。)を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4 当分の間、認定こども園における別表第1の5(3)ア(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第7項において同じ。)の幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、その者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第1の5(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない。

5 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であって、当該開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同表の5(2)ならびに(3)アおよびエ(これらの規定を別表第2の4において適用する場合を含む。第7項において同じ。)の保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(新設)

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

省略		
省略		
前項	別表第1の5(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者	保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者
(新設)		

6 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)(別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。)の保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園にあつては、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士の資格を有する者に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

省略		
省略		
付則第5項	別表第1の5(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者	保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者
前項	別表第1の5(2)の保育士の資格を有する者	看護師等

別表第1（第3条関係）

1～9 省略

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(6) 省略

(新設)

(新設)

(7)～(9) 省略

別表第2（第3条関係）

1～8 省略

9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から(9)までに掲げるとおりとすること。

別表第1（第3条関係）

1～9 省略

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(6) 省略

(7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(8) 通園を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもを見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの降車の際に当該装置を用いて子どもの所在の確認を行うこと。

(9)～(11) 省略

別表第2（第3条関係）

1～8 省略

9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から(11)までに掲げるとおりとすること。